

## 足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例について

### 1 施行日

平成31年4月1日

### 2 目的（第1条）

この条例は、手話が言語であることへの理解の促進及び障がい者の意思疎通に関し、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）、区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての区民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

### 3 具体的な施策

#### （1）手話、障がい理解パンフレット等の作成・配布

- ・区民事務所、住区センター、地域学習センター等の区施設での配布
- ・こころの健康フェスティバル、舎人公園千本桜まつり、ボランティアまつり等のイベントでの配布

#### （2）SNSでの情報発信

足立区公式フェイスブック

4月12日「障がい者への心づかい\*Part 1 2 手話は言語！」

#### （3）広報紙への掲載

6月10日号に記事を掲載

#### （4）手話講座の実施

7月5日に区民講座「まずは『手話を知ろう』」を実施

申込人数 34名（6月28日現在）

#### （5）手話講習会の実施

手話通訳者の増加を図るため、初級、中級、上級コースに加え、今年度より養成コースを設置

#### （6）区職員手話研修の実施

毎年、10～15名ほどの区職員が手話研修を受講

#### （7）学校、事業所等の出張講座

NPO法人デフ・サポート足立において、学校、事業所での出張講座を実施

### 4 今後の予定

引き続き、区民、学校、事業者等に対して、障害者差別解消法、ヘルプマークの周知・啓発と合わせて、手話が言語であること、障がい者の意思疎通について周知・啓発をおこなっていく。